

四国地方整備局告示第五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年六月十四日

四国地方整備局長 横田 耕治

- 第1 起業者の名称 香川県
- 第2 事業の種類 二級河川大東川水系大東川改修工事（飯山工区、香川県丸亀市飯山町東坂元地内）
- 第3 起業地
- 1 収用の部分 香川県丸亀市飯山町東坂元字三ノ池、字久米氏及び字秋常地内
 - 2 使用の部分 なし
- 第4 事業の認定をした理由
- 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
- 1 法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、香川県丸亀市飯山町東坂元字三ノ池地内（左岸）及び同市飯山町東坂元字久米氏地内（右岸）から同市飯山町川原字下川原地内（左岸）及び同市飯山町川原字土居地内（右岸）までの延長1,700mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川大東川水系大東川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、用地取得のスケジュールに大きな差がある区間を除いた、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、法第3条第2号に掲げる河川法（昭和39年法律第167号）が適用される河川に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第20条第2号の要件への適合性
二級河川の管理は、河川法第10条第1項の規定により、当該河川の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うこととされていることから、起業者である香川県は、本件事業を施行す

る権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、二級河川大東川水系大東川（以下「大東川」という。）において、「大東川水系河川整備基本方針」（平成13年8月1日国土交通大臣同意）及び「大東川水系河川整備計画」（平成14年8月1日国土交通省四国地方整備局長同意）に基づき、年超過確率1/50規模の洪水に対応するために定められた計画高水流量270～280 m^3 /秒を安全に流下させることを目的とし、築堤、河道掘削等を行うことで、必要な河積を確保し、蛇行した現河道の法線の是正を行う事業である。

大東川は、讃岐山脈北部の前山丘陵に源を発し、中大東川等の支川を束ねながら北へ流下し、綾歌郡宇多津町において瀬戸内海に注ぐ流路延長約17km、流域面積59 km^2 の二級河川である。

その流域は2市2町にまたがり、その下流域では瀬戸大橋を起点として社会基盤が形成されており、中流域では宅地開発が進み、田園都市の様相を呈しているところ、大東川は河積が狭小で流路も屈曲が著しく緩勾配であるため、豪雨時における流水の円滑な流下ができず、溢水や氾濫を引き起こし、流域の家屋や農地等に大きな被害を与えている。

昭和62年10月の台風19号では、家屋423戸、農地139.7haが、平成10年9月の台風7号では、家屋90戸、農地5.3haが、また最近では、平成16年10月の台風23号において、家屋386戸が浸水被害に見舞われている。

このため順次改修を進めているものの、本件区間における大東川の現況流下能力は110 m^3 /秒であり、計画高水流量を大きく下回る状況にある。

本件事業の完成により、年超過確率1/50規模の洪水に対応するために定められた計画高水流量270～280 m^3 /秒を安全に流下させることが可能となり、流域の住民の生命及び財産並びに公共施設の安全が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業による自然環境等に及ぼす影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び香川県環

環境影響評価条例（平成11年条例第2号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で動植物について確認したところ、香川県（2004）レッドデータブック上における希少種は確認されなかった。

さらに、起業者は計画段階から流域住民や有識者を委員とした環境検討委員会を設置し、河道における瀬・淵の復元や、河岸の植生の回復、親水性への配慮等について地域の意見を取り入れ、河川環境の美化・保全に積極的に取り組んでいる。

また本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等の規格に適合していると認められる。

本件区間における改修の手法としては、放水路の開削と現河道を基本とする改修が考えられるが、本流域は既に高度な土地利用がなされていることから、放水路開削は社会的影響が大きく、また事業効果の発揮までに多額の経費と時間を要することから、現河道を基本とする改修を採用することが合理的であると認められる。次に、現河道を基本とする改修方法としては、現河道の是正、掘削及び拡幅併用案（申請案）のほか、堤防の嵩上げ案、河床掘削案が考えられるが、河床掘削案では、既に改修の終わった下流の河床勾配との調整の必要から、必要とされる流下能力を確保することができないため除外し、2案で検討が行われている。堤防嵩上げ案では、未改修である上流部における水位の上昇や、蛇行した法線の是正がなされず狭窄部が放置されるなど治水安全上の問題があり、また既設堤防への多数の取り付け道路の整備や民地の嵩上げが必要となり、周辺住民の生活環境に大きな影響を与えることになる。申請案では、治水安全上の効果は高く、周辺住民の生活環境に与える影響も小さく、自然環境や親水性においても優れ、加えて事業費も廉価であり経済性に優れている。よって社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業

は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件区間は、3(1)で述べたように、度々浸水等の被害を受けており、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 香川県丸亀市役所